

議案第 13 号

帯広市消防団条例の一部改正について
帯広市消防団条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市消防団条例の一部を改正する条例

帯広市消防団条例（昭和 32 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「居住しない者」の次に「（本市内に勤務し、又は通学する者を除く。）」を加える。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 団員が消防団の活動を連続して欠席し、当該欠席期間が 1 年を超えた場合における当該 1 年を超えた日の属する月の翌月から消防団の活動に従事した日の属する月の前月までの期間における当該団員の報酬は、第 1 項の規定にかかわらず、これを支給しない。ただし、市長が帯広市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 24 号）第 2 条に規定する公務災害であると認定した場合は、この限りでない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務年数からの除算）

第 21 条の 2 第 14 条第 3 項の規定により団員に報酬を支払わない期間は、勤務年数に算入しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の帯広市消防団条例第 14 条第 3 項に規定する欠席期間は、同日から起算して適用するものとする。

（説 明）

消防団員の加入促進を図るため、欠格条項を見直すほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。